

監査公表第2号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和5年5月10日

田原市監査委員	河合 孝喜
田原市監査委員	内藤 浩

記

1 準拠した基準

田原市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

教育部の令和4年度（4月1日から11月30日までに限る。）執行の事務及び事業

4 監査の着眼点

- (1) 過去の定期監査等における監査結果に対して必要な措置はとられているか。
- (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (3) 現金等の取扱事務は適正に行われているか。
- (4) 収入、支出に係る事務は適正に行われているか。
- (5) 補助金及び負担金に係る事務は適正に行われているか。
- (6) 契約事務は適正に行われているか。
- (7) 財産、備品の管理は適正に行われているか。

5 監査の方法

各課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、関係職員の説明を聴取するとともに質疑を行った。

6 監査の実施場所及び実施日

実施場所　監査委員事務局

実 施 日　令和5年3月28日（火）

7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。